

事 務 連 絡
平成31年1月25日

加盟団体 各位

公益財団法人愛媛県スポーツ協会事務局
(公 印 省 略)

不適切な鉄剤の静脈内注射の防止について (通知)

平素から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、日本スポーツ協会から別添文書のとおり周知依頼がありましたのでご通知申し上げます。

今般、一部の競技において、本来であれば鉄欠乏性貧血が重症かつ緊急の場合など、経口による鉄剤の投与が困難又は不適當である場合に限って使用されるべき鉄剤の静脈内注射について、不適切な利用の実態があることが確認されました。鉄剤の静脈内注射の不適切な利用が、健康を害する危険性を理解し、安易に鉄剤の静脈内注射の使用を医師に求めることなく、医師の診断に従い、適切に治療を受ける必要があることを、指導者等に周知啓発することが求められています。

貴団体におかれましては、通知の内容について十分ご留意の上、適切にご対応いただくとともに、貴団体所属選手及び関係者に対し、本件についてご周知いただきますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

○添付資料

- ・(写) 平成31年1月11日付30ス競ス第18号文書
「不適切な鉄剤の静脈内注射の防止について (依頼)」*スポーツ庁発信文書